



宮崎県公報

平成27年3月20日（金曜日）号外 第12号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料（送料共）1年 37,200円

目次

条 例	頁
○宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例…（議会議務局）1	○宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例（議会議務局）2

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 改正の理由及び主な内容
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例（条例第31号）

- 改正の理由及び主な内容
独立行政法人通則法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第30号

宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例

宮崎県議会委員会条例（昭和31年宮崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（委員長及び副委員長の任期）</p> <p>第9条 常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の任期は、1年とする。</p>	<p>（委員長及び副委員長の任期）</p> <p>第9条 常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の任期は、1年とする。<u>ただし、後任者が選任されるまでの間在任する。</u></p> <p>2 第14条の規定により辞任した委員長及び副委員長の後任者は、<u>前任者の残任期間在任する。</u></p>
<p>（説明のための出席要求）</p> <p>第21条 委員会は、知事、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対して、説明のため出席を求めすることができる。</p>	<p>（説明のための出席要求）</p> <p>第21条 委員会は、知事、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対して、説明のため出席を求めすることができる。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する場合は、この条例による改正後の宮崎県議会委員会条例第21条の規定は適用せず、この条例による改正前の宮崎県議会委員会条例第21条の規定は、なおその効力を有する。

宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第31号

宮崎県議会情報公開条例の一部を改正する条例

宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）第2条第1項に規定する公社（以下この章において「公社」という。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報（エにおいて「公務員等職務遂行情報」という。）であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）</p> <p>エ [略]</p> <p>(3)～(8) [略]</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第4項</u>に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）第2条第1項に規定する公社（以下この章において「公社」という。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報（エにおいて「公務員等職務遂行情報」という。）であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）</p> <p>エ [略]</p> <p>(3)～(8) [略]</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。